

○上田市消防団協力事業所表示制度実施要綱

平成19年6月29日

告示第99号

(目的)

第1条 この告示は、上田市消防団に積極的に協力している事業所等に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、自治会長等の消防団活動を支援する者をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に上田市消防団協力事業所表示申請書（様式第1号）により申請を行うものとする。

2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について市長に推薦することができる。

(認定基準)

第4条 市長は、前条に規定する申請及び推薦について、当該事業所等に消防関係法令上の違反及び市税の滞納がなく、かつ、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行うものとする。

- (1) 消防団員である従業者を2人以上雇用している事業所等
- (2) 従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している事業所等
- (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
- (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災力の充実強化に寄与しているなど、市長が特に優良と認める事業所等

(審査)

第5条 市長は、前条の規定により認定を行う場合は、同条の基準に適合するかどうかにつ

いて書面審査を行うものとする。

(表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示証(様式第2号)を交付するものとする。

2 協力事業所として認定した事業所等が他の市町村にある場合は、協議の上、他の市町村長と連名で、表示証を交付することができるものとする。

(表示証の表示)

第7条 表示証を表示する場合は、次に掲げる場所等に表示するものとする。

(1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所

(2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行う映像その他の広告

2 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる表示証のほか、表示証の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、上田市消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第3号)を備え付け、協力事業所の名称、所在地、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、認定を更新できるものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により協力事業所の認定を受けたときその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことが

できる。この場合において、市長は、当該認定を取り消す理由を協力事業所に文書で通知するものとする。

- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取り消された事業所等は、速やかに表示証を市長へ返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長等は、協力事業所の名称、上田市消防団への協力内容その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

附 則

この告示は、平成19年6月29日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

上田市消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

(申請先)上田市長

所在地
名称
代表者 ㊟
担当者
電話番号

上田市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 申請区分(該当する区分にレ点を記入してください。)
- ☐新 規(はじめて消防団協力事業所の表示を受ける場合)
- ☐追 加(既に消防団協力事業所の表示を受けており、その有効期間内に追加して他市町村の表示を受ける場合)
- ☐再申請(消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、再度表示を希望する場合)
- 2 協力内容(該当する項目に○印を付けてください。)

項目 番号	○印	取 組 内 容
1		消防団員である従業者を2人以上雇用している。
2		従業員の就業時間中における消防団活動について積極的に配慮している。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従 業 員 名	所属消防団名	市 町 村 名

4 添付資料

- (1) 会社案内、パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証の写し
- (4) その他審査に必要な資料

市記入欄	☐ 申請	【特記事項】
	☐ 推薦	

様式第2号(第6条関係)



備考

1 数字の単位は、ミリメートルとする。

2 色は、次の表のとおりとする。

		色(CMYK値による色指定)
①	地色(中央部)	青(C: 50%、M: 5%、Y: 0%、K: 0%)
②	地色(上下部)	青(C: 85%、M: 40%、Y: 25%、K: 12%)
③	表示マーク(面)	赤(C: 0%、M: 95%、Y: 90%、K: 0%)
④	文字、枠線	銀

3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。

様式第3号(第8条関係)

上田市消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	郵便番号	初回表示年月日	協力事項 第4条関係 ※該当項に☑	主担当 市町村	表示連名 市町村	備考 ※該当に☑
		所在地	現表示有効期間				
		担当・連絡先	更新回数				
1				□1□2 □3□4			□申請□推薦
2				□1□2 □3□4			□申請□推薦
3				□1□2 □3□4			□申請□推薦
4				□1□2 □3□4			□申請□推薦
5				□1□2 □3□4			□申請□推薦

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第8条関係）